

国立国会図書館憲政資料室所蔵
GHQ/SCAP 資料所収日本国憲法関係資料書誌

高見勝利
豊田真穂
川口悠子
大島康作
境野由美子

目次

はじめに

第一章

- 1、日本政府側の調査と GHQ の反応
 - 1-1、内大臣府における憲法調査
 - 1-2、憲法問題調査委員会（松本委員会）
- 2、「憲法改正草案要綱」（GHQ 草案・3月6日案）
 - 2-1、GHQ 草案
 - 2-2、報道に対する方針
 - 2-3、米国務省による3月6日案批判と GHQ の反論
- 3、議会審議
 - 3-1、衆議院（教育）（日英対訳）
 - 3-2、貴族院（参議院議員選出方法）（帝国憲法改正案の通過）
- 4、連合国に対する GHQ の対応
 - 4-1、憲法改正の権限
 - 4-2、議会審議をめぐる FEC との

関係

- （全般）
- （参議院の地位）
- （皇室財産）
- 4-3、GHQ に対する他の連合国からの批判
- 5、新憲法啓蒙活動
 - 5-1、憲法普及活動
 - 5-2、検閲（報道に対する方針）（検閲の事例）（バーコフ発言）（『新憲法の解説』）
- 6、FEC の憲法再検討問題
 - 6-1、再検討問題と米国・GHQ
 - 6-2、再検討問題に対する英・中のコメント

年表

第二章

凡例

書誌一覧

はじめに

国立国会図書館は、電子図書館事業の一環として、電子展示会「日本国憲法の誕生」を2ヶ年二期にわたって構築し、広く内外に公開している。本書誌は、その構築作業の副産物である。

平成15(2003)年5月3日(憲法記念日)の第一期公開は、憲法制定過程に関する基本的資料、とくに、日本側の文書を中心としたが、翌年5月3日の第二期公開では、極東委員会と米国政府およびGHQ内部の憲法制定に関連する文書の展示に力点を置いた。その準備過程で、当館憲政資料室所蔵のGHQ/SCAP資料を検索し、関連文書の渉猟を試みた。第二章に掲載した500余点の文書がそれである。

これら文書のうち、実際に展示し得たのは十数点(書誌番号14, 31, 73, 83, 93, 94, 95, 98, 107, 233, 235, 286, 293)にとどまる。そこで、500余点の文書から、憲法制定の経緯をより深く理解するうえで、少なからず意味があると思われるもの111点を選び出し、1点ごとに概要を付記した。第一章は、それらを憲法制定の経過に沿って配列したものである。

以上が本書誌の梗概であるが、ここでは、第一章で紹介した文書群を通覧し、将来、研究課題となりうると思われるもののうちから、次の二点を摘記しておこう。

ひとつは、3-2および4-2に配されている参議院の組織・権限に関する文書である(書誌番号179, 196, 209, 208, 155, 177, 200, 223)。これらの文書から、新たに導入される参議院の意義・役割について、日本側が明確なイメージを保持していなかったことが分かる。現在、問題となっている参議院のあり方を理解するうえでも、いまいちど、この原初の問題点に立ち返って検証してみる必要があろう。いまひとつは5-1に配されている『新憲法の解説』に対する「検閲」についてである(書誌番号339, 340, 341, 346, 485, 353, 486)。GHQの「検閲」の対象となった上記冊子は、兵庫県憲法普及会が発行したものであり、そこには、金森徳次郎の「新憲法の精神」と題する講演記録が収められている。憲法普及会の活動の一環としてなされた憲法大臣の言説が、検閲コードに触れるものとされたのである。新憲法公布後の憲法普及活動の実態まで視野を広げ、制定過程をトータルに理解する必要がある。(高見勝利)

第一章

第二章で一覧を掲載した書誌情報の中から、憲法制定過程に照らして興味深いと思われるものをいくつかのテーマにまとめ、文書ごとの内容要約を以下に記載した。

- 各文書概要冒頭の書誌番号は、第二章の書誌一覧の書誌番号と一致する。
- 各書誌項目（タイトル・日付・資料作成者・署名者など）の凡例や入力規則については、第二章冒頭を参照。
- 各文書概要によって記載されている書誌の項目が異なるのは、その文書に記載の無い書誌項目については無記載としたためである。

1、日本政府側の調査と GHQ 側の反応

1-1、内大臣府における憲法調査

書誌番号：2

タイトル：Memorandum for: Supreme Commander and Chief of Staff

日付：1945/10/10

資料作成者・署名者：George Atcheson, Jr.

受信者：Supreme Commander and Chief of Staff

内容

1945 年 10 月 4 日に連合国最高司令官マッカーサー（Douglas MacArthur）が憲法改正及びその他の改革を率先して行うよう近衛文麿に示唆した件について、同年 10 月 8 日に近衛と POLAD のアチソン（George Atcheson, Jr.）が会談した記録を添付して送付する旨連絡。アチソンはこの件について、日本側に伝えるべきコメントがあるかどうか SCAP に問い合わせている。

書誌番号：3

タイトル：Memorandum of Conversation. Subject: Revision of Japanese Constitution

日付：1945/10/10

資料作成者・署名者：George Atcheson, Jr.

内容

10月9日〔ママ〕のアチソンと近衛他日本側数人による会談の様子の記述。アチソンが国民の権利の制限・司法の独立の欠如など明治憲法の問題点を指摘し、いくつかの個人的・非公式の助言をおこなった。特に、誰が憲法改正のイニシアチブを取るかについての議論がなされている。この会談は、10月4日の近衛・マッカーサー・アチソンらの会談で、マッカーサーが日本の憲法は改正されるべきであると述べ、近衛も賛同する意を示したこと、後に天皇も憲法改正を望んでいることを内大臣の木戸幸一に示唆したことを踏まえておこなわれたことを記載している。

書誌番号：4

タイトル：Memorandum for: Supreme Commander and Chief of Staff.
[Revision of Constitution]

日付：1945/10/11

資料作成者・署名者：George Atcheson, Jr.

送信者：[FSUSA Political]

受信者：Supreme Commander and Chief of Staff

内容

近衛が天皇の命により憲法改正に向けて調査を始めるため、内大臣府御用掛に任命されたことの報告。天皇はすでに憲法改正の意思を固めているが、厳密には内閣によっておこなわれるべき事項であるためこのような形が取られたこと、その際憲法の専門家の協力が期待できること、また近衛がPOLADと緊密に連絡を取りたいと考えていることを報告している。

書誌番号：7

タイトル：Outgoing Message. [Revision of the Constitution]

日付：1945/10/12

資料作成者・署名者：Official: Harold Fair, Lt. Col., A.G.D., Asst. Adj. General.

Approved by: George Atcheson, Jr., Acting U.S. Political Adviser

送信者：SCAP

受信者：WARCOS (Pass to SecState from Atcheson)

内容

近衛が憲法の根本的な修正に向けて内大臣府御用掛に任命されたこと、及び

改正への作業にあたり近衛が POLAD と緊密に連絡を取ることを望んでいる旨が、SCAP に非公式に伝達されたことを報告している。

書誌番号： 9

タイトル： Memorandum for: Supreme Commander and Chief of Staff. [Set up Commission to Prepare Draft Revisions of the Constitution]

日付： 1945/10/20

資料作成者・署名者： George Atcheson, Jr.

送信者： [FSUSA Political]

受信者： Supreme Commander and Chief of Staff

内容

近衛が数日中に憲法改正草案を準備する委員会を設置する予定であることの報告。内大臣御用掛の佐々木惣一が中心となり、他の委員を選任することになっていること、草案は 1 月に帝国議会に提出される予定であるが、目下帝国議会に草案を修正する権能があるかどうかの議論がおこなわれていること等を報告している。それに関して、アチソン側からは、憲法は下賜されるものではなく人々の意思にもとづいたものになることが望ましいが、そのためには憲法を議論し、修正する権限を帝国議会に与えたほうがよいという意見を述べている。

書誌番号： 12

タイトル： Memorandum for: Supreme Commander and Chief of Staff.

Subject: Japanese Opinion on the Revision of the Constitution

日付： 1945/10/23

資料作成者・署名者： George Atcheson, Jr.

受信者： Supreme Commander and Chief of Staff

内容

憲法改正について、POLAD のスタッフの意見を要約したメモランダムを添付して SCAP に送ること、および近衛が憲法改正をおこなうことに対し世間から批判があるが、アチソンは問題ないと考えている旨を伝えている。

書誌番号： 14

タイトル： Memorandum for: Supreme Commander and the Chief of Staff.

Subject: Revision of the Constitution; Suggested Employment of an American Constitutional Expert

日付：1945/10/23

資料作成者・署名者：George Atcheson, Jr.

受信者：Supreme Commander and the Chief of Staff

内容

近衛の私設秘書から、近衛が近いうちにマッカーサーを訪ね、憲法改正に際してアメリカ人の専門家の派遣を依頼するつもりであるとの情報を受けたことを報告。アチソンは、それは日本の憲法改正がアメリカ政府の政策に沿うことにも役立つため大変望ましいことであり、POLAD にそのような専門家を派遣するよう国務省に要請すべきであると提案している。

書誌番号：18

タイトル：Incoming Message

日付：1945/11/3

資料作成者・署名者：Byrnes

送信者：Washington

受信者：CINCAFPAC ADV (For Atcheson Acting Political Advisor)

内容

新憲法の起草に近衛を起用したことを批判する『ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン』の社説に関して、国務省のバーンズ (James F. Byrnes) からの通信。社説は、日中戦争を始めた 1937 年に首相の地位にあった近衛を、新憲法の起草者として起用するのは最悪の人事であり、天皇を退位させないことが天皇制の強化につながるのと同様、戦前の日本を支配してきた悪しき寡頭政治を強化することになると批判している。

書誌番号：25

タイトル：Outgoing Message. [Konoyes ^[ママ] Reports on Constitution was Submitted to the Emperor November 24]

日付：1945/11/27

資料作成者・署名者：Official: Harold Fair, Lt. Col., AGD, Asst. Adjutant General. Approved by: George Atcheson, Jr., Acting U.S. Political Adviser.

送信者： SCAP

受信者： WARCOS (Pass to SecState)

内容

11月24日 [ママ] に近衛が憲法改正について天皇に奉答したが、内容は当分の間非公開であるとの報告。また、新聞社説上で憲法改正に関する議論が活発におこなわれているとして、そのうちいくつかを紹介している。

書誌番号： 30

タイトル： Outgoing Message. [Konoye [ママ] Plan for Constitutional Reform as Regards Emperor Institution]

日付： 1945/12/23

資料作成者・署名者： Official: H.W. Allen, Colonel, AGD, Asst Adjutant General. Approved by: George Atcheson, Jr., Minister, U.S. Political Adviser

送信者： SCAP

受信者： WARCOS (Pass to SecState)

内容

近衛が死去する前に考案していた憲法改正案のうち、天皇制に関する部分を陸軍省に伝達する文書。(1) 天皇は統治権・主権を持つが、その行使は万民の翼賛を受けておこなわれなければならない、(2) 衆議院を解散し、帝国議會を召集する権限は唯一天皇のみに属するが、議會自体も自ら解散する権限や、天皇に召集を請願する権限を持つ、など計7箇所ある。

1-2、憲法問題調査委員会（松本委員会）

書誌番号： 8

タイトル： Incoming Message

日付： 1945/10/17

資料作成者・署名者： Byrnes

送信者： Washington

受信者： SCAP Pass to Atcheson

内容

バーンズが、日本政府が幅広い選挙権を持つ有権者に対して責任を持つ形

になるよう憲法を改正すべきであると主張し、そのための憲法上の保障手段 (constitutional safeguard) についてのさまざまな提案を伝えている。

書誌番号： 10

タイトル： Check Sheet. [Dr. Minobe's Article on Constitutional Revision]

日付： 1945/10/21

資料作成者・署名者： K.R.D.

送信者： C, CI&E S

受信者： Chief of Staff

内容

最近の日本の新聞の分析。憲法改正は不要であり、政府の改革は現行の法律を利用することで可能であるという美濃部達吉の論考を、報道機関が大きく取り上げ、好意的なコメントをしていることや、報道機関の争議に関する風評などを報告している。

書誌番号： 13

タイトル： Memorandum for: Supreme Commander and Chief of Staff.
[Revision of the Japanese Constitution]

日付： 1945/10/23

資料作成者・署名者： George Atcheson, Jr.

受信者： Supreme Commander and Chief of Staff

内容

国民の政治的な教育には時間がかかるので、憲法改正を急ぎすぎないこと、および、関係する法律を改正しなければならないので、憲法の最終的な改正はしばらく待つこと、また、改正草案は SCAP に提出された後、国会で議論される前に公表し、人々がこれについて議論・検討できるようにしなければならないことを、日本の首相に対し非公式にアドバイスするよう、アチソンからマッカーサーに提案している。

書誌番号： 19

タイトル： Incoming Message. [Japanese Formulating a Revised Japanese Constitution]

日付：1945/11/11

資料作成者・署名者：Byrnes

送信者：Washington (State Department)

受信者：SCAP Tokyo for Atcheson Acting Political Adviser

内容

中国大使が、憲法改正に際して英米の専門家が日本人と協働しているとの報告を受け、中国も参加することを要望していること、および国務省はその情報が事実かどうか確認していないこと、憲法改正について議論はしてきたが協働はしていないこと、イギリス側の動向はつかんでいないこと等を回答している旨、報告している。

書誌番号：26

タイトル：Outgoing Message. [Constitutional Revision Committee Arrived at Gen Conclusion]

日付：1945/11/30

資料作成者・署名者：Official: Harold Fair, Lt. Col., AGD, Asst. Adjutant General. Approved by: George Atcheson, Jr., American Minister, Acting U.S. Political Adviser

送信者：SCAP

受信者：WARCOS (Pass to SecState)

内容

内閣の憲法問題調査委員会が1月中旬までに憲法草案を完成させる予定であることが報道されたことを陸軍省に報告。草案の基本的な意図は天皇の権限を弱め、基本的人権の保障・国会の権限強化など、民主的な性格を強化することにある。具体的には、帝国憲法第9条（国会の関与を要しない独立命令）・第11条（天皇の統帥権）・第12条（天皇が陸海軍の編制および常備兵額を定めること）の削除、第13条の改正（宣戦・講和などの際に国会の関与を可能にすること）、国民の権利・義務のより包括的な規定、などが挙げられている。

書誌番号：39

タイトル：The Tentative Plan of the Constitutional Problem Investigation Committee: Reported by the Newspaper Mainichi 1 February 1946

日付：1946/2/1

内容

『毎日新聞』のスクープ記事の英訳。松本烝治を委員長とする憲法問題調査委員会が1月26日に完成させた憲法改正草案について、政府はこれを早急にSCAPとFECに提出するため1月30日・31日の両日臨時閣議を開き、この草案を精力的に審議したと報じている。

2、「憲法改正草案要綱」(GHQ草案・3月6日案)

2-1、GHQ草案

書誌番号：355、356

タイトル：Memorandum for Record. Subject: (A) Preliminary Government Section Conferences on Preparation of Draft Constitution, Held 5 and 6 February 1946; (B) Meeting of Steering Committee with Other Special Committees during Preparation of Rough Draft Constitution Prior to Conferences with Japanese Committee on Its Draft

日付：1947/12/16

資料作成者・署名者：Ruth A. Ellerman, Government Powers Division

内容

(A) は1946年2月5-6日にGS内で行われたGHQ草案起草に関する会議の記録。立法府のあり方（一院制・二院制）、最高裁の権限、行政府の権限、予算、国会と内閣の関係など様々な点に関して論じられている。

(B) は1946年2月初旬に行われた、GS内のGHQ草案起草のための運営委員会と各小委員会（天皇、国会、財政、行政権、司法権、人権など）とのミーティングの結果を記録している。

2-2、報道に対する方針

書誌番号：50

タイトル：Memorandum. Subject: Constitution Revision

日付：1946/3/7

資料作成者・署名者：D.H. Nugent, Lt. Col., USMC, Acting Section, CIE

Section

受信者： Heads of all CIE Divisions

内容

憲法改正についていかなる情報・コメントも漏らしてはならず、情報を求める全ての依頼は、CIE のニュージェント (D.R. Nugent) を通じて GS のホイットニー (Courtney Whitney) に伝えるべしというマッカーサーからの指示を伝えている。

書誌番号： 58

タイトル： Memorandum for Record

日付： 1946/3/8

資料作成者・署名者： RK

送信者： RHK

受信者： JJC

内容

「憲法について一切の議論を禁じるとマッカーサーが指示した」と GS が通知したことについて、ニュージェントらの問い合わせを受けたため、GS のロビンソン (Robinson) に照会した。この指示は CIE など SCAP の職員だけに適用され、GS のメンバー以外が憲法について公式に言及してはならないとの意味であり、日本人の報道関係者には適用されないとの回答を得たことを述べている。

書誌番号： 61

タイトル： Question on Revision of Japanese Constitution

日付： 1946/3/9

資料作成者・署名者： D.R.N.

送信者： C, CI&E

受信者： C, GS

内容

憲法改正に関して、日本の新聞社から提出された質問のリストを送付するので、回答かコメントを求めている。

書誌番号： 68

タイトル： Question on Revision of Japanese Constitution

日付： 1946/3/12

資料作成者・署名者： C.W.

送信者： Govt Section (C.W.)

受信者： Chief, CI&E

内容

書誌番号 61 で送付された質問についてホイットニーがマッカーサーと相談したところ、マッカーサーは、憲法は日本政府と人民の問題であるため、そうした質問は今後、日本政府に対して提出されるべきであり、SCAP はコメントを差し控えるべきだと考えていると述べている。

書誌番号： 69

タイトル： Questions from Japanese Press Concerning Revision of Japanese Constitution

内容

書誌番号 61 の付属資料。日本の新聞社から提出された質問のリスト。憲法改正草案要綱（3月6日案）の修正は可能か、今回の3月6日案はかつて発表された甲案・乙案のどちらなのか、草案作成の会議に参加した日本政府関係者は誰か、3月6日案はFECの承認を得ているのか、など13項目にわたる質問が列記されている。

書誌番号： 72

日付： 1946/3/16

内容

アメリカの各新聞の3月6日案に関する記事の抜粋。『セント・ルイス・ポスト』『ピッツバーグ・プレス』『ロサンゼルス・タイムズ』など。日本が軍国主義に戻ってしまう危険性が残っていることを指摘するものや、新憲法の民主制がワイマール憲法と類似していることによる危うさを述べているものなど、批判的な意見が中心である。

2-3、米国務省による 3 月 6 日案批判と GHQ の反論

書誌番号： 73

タイトル： Comments on Current Intelligence

日付： 1946/3/20

内容

"The Proposed Japanese Constitution"と題された前半は、国務省の ORI/FEI が作成した、3 月 7 日 [ママ] に発表された憲法草案に対する批判的な内容の報告書。強力かつ安定した行政権の不在を招き、政治的混乱を引き起こすものと述べている。

書誌番号： 75

タイトル： Incoming Message. [Assume You Are Transmitting by Pouch
Japanese Text of Draft Constitution]

日付： 1946/3/21

資料作成者・署名者： Byrnes

送信者： Washington (from State Department)

受信者： SCAP (for Acting Political Adviser)

内容

3 月 6 日案第 3 章（国民の権利及び義務）で用いられる、"people" と "person" に相当する日本語は何か質問している。

書誌番号： 93

タイトル： Memorandum for the Chief, Public Administration Division.
Subject: Comment on ORI/FEI Commnets on the Draft of the Japanese
Constitution

日付： 1946/4/24

資料作成者・署名者： Andrew J. Grajdanzev, Local Government Branch, John
M. Maki, Govermental Powers Branch

受信者： The Chief, Public Administration Division

内容

書誌番号 73 に対する GS による反論。強力な行政権の必要性を主張するこ

とは主権在民の大原則に反していること、日本の政治的再教育にあたっての憲法の重要性を見落としていること、今後生じるであろう日本の国内政治の多様化を見落としていること、日本において市民的自由を主張することの重要性を理解していないこと、などを指摘している。

書誌番号： 97

タイトル： Memorandum for the Chief, Government Section. Subject: The Japanese Draft of Constitution

日付： 1946/4/29

資料作成者・署名者： Alfred R. Hussey, Jr.

受信者： The Chief, Government Section

内容

書誌番号 73 に対する GS による反論。批判は、現在の政治的潮流や日本の占領目的について誤った想定をしており、日本占領について知識のない者によって書かれたものだと言っている。

書誌番号： 98

タイトル： The Proposed Japanese Constitution

内容

書誌番号 97 の付属文書。書誌番号 73 に対し、逐一反論している。

書誌番号： 107

タイトル： Check Sheet. Subject: Japanese Draft Constitution

日付： 1946/5/13

資料作成者・署名者： C.W.

送信者： Govt Sect

受信者： C-in-C

内容

憲法草案に対して批判的であった書誌番号 73 に対し、GS はそれは根拠のない批判であるなどとして反論を加えた文書 2 点（書誌番号 93、97）を作成した。これら一連のやり取りと反論の文書について、マッカーサーに報告している。

3、議会審議

3-1、衆議院

(教育)

書誌番号：134

タイトル： Subject: Consitutional Committee Meeting at the House of
Representatives

日付：1946/7/4

内容

衆議院帝国憲法改正案委員会（委員長：芦田均）における議論。いわゆる政教分離規定の私立学校への適用の有無、衆院や与党が権力を乱用した場合の対処法、主権の所在、宗教団体の特権などについて。

書誌番号：140

タイトル： Subject: The Imperial Family and the Constitution

日付：1946/7/17

内容

衆議院帝国憲法改正案委員会における法の下の平等に関する議論。皇族の地位は基本的には法の下の平等が適用されるが、より高い地位を占める場合もありうること、復員兵は民主教育を妨害するおそれがあるため高等教育の機会が与えられるのは一部のみとすること、宗教的自由は基本的に認められること、などが話し合われた。

書誌番号：152

タイトル： Memorandum for: Plans and Operations Officer. Subject: Effect of
New Constitution on Existing Imperial Rescripts

日付：1946/8/8

資料作成者・署名者： T.L. Blakemore, Governmental Powers Branch

受信者： Plans and Operations Officer

内容

教育勅語と憲法の最高法規性との関係について。GSのブレイクモア（T.L. Blakemore）は、教育勅語はきわめて封建的ではあるものの法律ではないので

帝国憲法改正案 94 条 [のち 98 条] によって無効にはならず、そのため文部大臣は教育勅語の停止を指示する必要があるとの見解を示している。

(日英対訳)

書誌番号： 137

タイトル： Memorandum for the Record. Subject: FEC Basic Principles for the New Japanese Constitution (W93293)

日付： 1946/7/10

資料作成者・署名者： Kenneth Colegrove, T.A. Bisson, Frank E. Hays, Lt. Col., CAV, Cyrus H. Peake

内容

コールグロブ (Kenneth Colegrove) ら GS のメンバーの一部が、帝国憲法改正案が 1946 年 7 月 2 日の FEC 原則から外れていないかどうか確認するために、改正案とその英訳との対比 (前文、天皇制、国会などについて) を速やかに行うべきことを主張している。

書誌番号： 138

タイトル： Memorandum for the Chief, Government Section. Subject: Differences between Japanese and English Versions of the Draft Constitution

日付： 1946/7/11

資料作成者・署名者： Cyrus H. Peake, T.A. Bisson, Kenneth Colegrove

受信者： Chief, Government Section

内容

GS のスタッフの一部が、帝国憲法改正案とその英訳との間にある相違を具体的に分析した。彼らは、これらの相違は憲法の根本に関るものであるため、修正しないと新憲法が松本案の改訂版程度のものになってしまうだろうと指摘している。

書誌番号： 139

タイトル： Check Sheet. Subject: Developments on Proposed Constitution for

Japan

日付：1946/7/17

資料作成者・署名者：C.W.

送信者：Govt. Sect. (CW)

受信者：C-in-C

内容

GSのスタッフが、帝国憲法改正案のいくつかのキータームについて日本語と英語で差があることをあげ、前者の文言を詳細にチェックするよう求めている。また、文言のわずかな変更により、両者の間で大きな意味の違いが出てくる可能性があるため、前者の案文を厳格に監督すべきだとも意見している。さらに、金森徳次郎の「新憲法は日本の国体に何ら変更をもたらすものではない」との発言に関して、GSが却下した松本案の考えと変わらないため、国民の意思は国体という謎めいた概念によって支配されてしまう可能性があるとの注意を促している。

書誌番号：147

タイトル：Memorandum for Record. Subject: Inadequacies and Dangers of Articles XXX (30) of the Draft Constitution

日付：1946/8/5

資料作成者・署名者：T.L. Blakemore, Governmental Powers Branch

内容

第30条〔のち33条〕にある"apprehension"について。GSの政務課のスタッフが、日本語の「逮捕」には二つの意味があることから、"apprehension"の訳としては不適切だと考え、「勾引」「勾留」を用いることを勧告している。

書誌番号：150

タイトル：Memorandum for Record. Subject: Uncertainties concerning Article 77 of the Draft Constitution

日付：1946/8/6

資料作成者・署名者：T.L. Blakemore, Governmental Powers Branch

内容

第77条〔のち81条〕の文言について。改正案では二文に分けられており、

それを逐語的に英訳すると、違憲立法審査権を持つ裁判所が最高裁だけに限定されるようにも読めてしまう。そのため、GS 政務課のブレイクモアは、そうした誤解を避けるために英文に工夫を加えることを勧めている。

3-2、貴族院

(参議院議員選出方法)

書誌番号： 179

タイトル： Composition of the House of Councillors

日付： 1946/9/10

資料作成者・署名者： C.W.

送信者： Govt. Sect.

受信者： C-in-C

内容

臨時法制調査会が提案した参議院の選挙方法が非民主的だと GS が考えたため、閣議が招集された。しかしほとんどの大臣がその提案に反対したため、GS は、もしマッカーサーの許可が得られれば、衆議院と参議院の選挙人資格に差があってはいけないという姿勢を引き続き維持することを報告している。

書誌番号： 196

タイトル： Memorandum for the Chief, Government Section. Subject: Composition of the House of Councillors

日付： 1946/9/30

資料作成者・署名者： Frank E. Hays, Chief, Operations Officer

受信者： The Chief, Government Section

内容

参議院議員の選出方法について日本の様々な機関と議論をしたが、よい結論は得られなかったと報告。GS のヘイズ (Frank E. Hays) は、現在日本側は、参議院議員の少なくとも半分を教養ある層の出身者にしたいと考えていることを指摘している。一方で、法は万人に対し平等であるべきなのにも関わらず、議員の社会的階層が偏りがちになるのではないかと指摘し、公正な選挙の際に必要な要件などを挙げている。

書誌番号：209

タイトル：Memorandum for the Chief, Government Section. Subject:
Selection of Members to the House of Councillors

日付：1946/10/7

資料作成者・署名者：Frank E. Hays, Lt. Col, CAV

受信者：The Chief, Government Section

内容

10月4日、法制局長官の入江俊郎が訪問。議論の結果、参議院議員の選出方法について、半分を各種団体・政党からの推薦候補者について全国単位で選出し、もう半分は各都道府県を単位として衆院と同様の方法で選出する方法と、全部の議員を都道府県単位で選出する方法とのうちどちらかを採用することに決定した。後者を採用した際のさまざまな補完的案も提示している。

書誌番号：208

タイトル：Memorandum for the Chief, Government Section. Subject:
Composition of the House of Councillors

日付：1946/10/7

資料作成者・署名者：Frank E. Hays, Lt. Col, Cav. Chief Plans and Operations
Officer

受信者：The Chief, Government Section

内容

参議院議員の選出方法について話すため芦田が訪ねてきたが、ケーデイス(Charles L. Kades)不在のためヘイズが応対した。芦田は国会も政府も参議院議員の選出方法や構成について結論に至っていないと説明し、個人的には間接選挙も合憲だと思うのでこれを望んでいると述べている。

(帝国憲法改正案の通過)

書誌番号：199

タイトル：Actions Taken by Government Section, General Headquarters,
Supreme Commander for the Allied Powers, for 2 October 1946

日付：1946/10/2

資料作成者・署名者： Carl Darnell, Jr., Lt. Col FA, Exective Officer

内容

GS と貴族院議員との会談（1946/10/01）の記録。衆議院から送付されてきた憲法改正案の修正を出来る限り少なくすることで早急に新憲法を成立させたいと主張する政府側の意向に対し、ホイットニーはマッカーサーが民主的かつ日本人民の自由に表示された意思を体現した憲法が作られることを求めていることを強調した。

書誌番号： 210

タイトル： Outgoing Message

日付： 1946/10/7

資料作成者・署名者： Official: John B. Cooley, Colonel, A.G.D., Adjutant General. Approved by: Courtney Whitney, Brigadier General, U.S. Army, Chief, Government Section

送信者： CINCAFPAC

受信者： WARCOS （JCS: Info Copy to Mr. Petersen）

内容

憲法改正案が修正のうえ貴族院を通過したことを陸軍参謀長に報告。修正内容は前文の表現、第 15 条（普通選挙の保障）、第 59 条（両院協議会規定の追加）、第 66 条（文民条項）。これで憲法改正に関する議会の手続は終了し、枢密院に再諮詢されることになる。公布の日付は未定だが、早くても 10 月 20 日以降になるだろうと推測している。

4、連合国に対する GHQ の対応

4-1、憲法改正の権限

書誌番号： 34

タイトル： Extract From Minutes of Conference with Far Eastern Commission on 17 January 1946

日付： 1946/1/17

内容

1946 年 1 月 17 日におこなわれた憲法改正に関する FEC と GS との会談記録の

抜粋。ケーディスは、憲法改正について考えているかとの問いに対し否と答え、それはFECの職分に属する、長期的かつ根本的な問題だと付け加えている。

書誌番号： 40

タイトル： Memorandum for the Supreme Commander. Subject: Constitutional Reform

日付： 1946/2/1

資料作成者・署名者： Courtney Whitney, Brigadier General, U.S. Army Chief, Government Section

受信者： The Supreme Commander

内容

憲法改正に関するマッカーサーの権限について。ホイットニーはGSを代表して、憲法改正についてまだFECによる政策決定がないため、マッカーサーは憲法改正についても、日本の占領と管理に関する他の重要案件と同様の無制約の権限（unrestricted authority）を持ち、また、その権限は連合国とJCSから与えられていると述べている。すなわち、ホイットニーは、FECが憲法改正に関する政策決定を行った場合のみ、マッカーサーの決定はそれに制約されることになると考えている。

書誌番号： 65

タイトル： Incoming Message. [re: Japanese Constitution and Approval Thereof]

日付： 1946/3/9

送信者： Washington [WARCOS]

受信者： CINCAFPAC

内容

マッカーサーがFECの指示なしに独自で日本の憲法草案〔憲法改正草案要綱〕を承認したことに対し、モスクワ宣言に照らしてFECの中から疑問の声が上がっており、国務省から陸軍省に非公式の問い合わせがあった。それに対し、モスクワ宣言以前に日本政府が憲法改正に向けて動いており、かつ日本の動きがマッカーサーの指令に反するときのみマッカーサーの介入は許されるという考えにより、マッカーサーの行動は陸軍省の見方に合致している

という結論に達した。なぜなら、新憲法はモスクワ宣言以前のマッカーサーの指令に従って、日本政府と天皇によって作られており、また、マッカーサーが受け取っている指示に反していないからである。このように陸軍省としての考えを述べたうえで、マッカーサーの意見を求めている。

書誌番号： 70

タイトル： Outgoing Message. [Approval of the New Constitution in the Demo. of Japan]

日付： 1946/3/12

資料作成者・署名者： Official: B.M. Fitch, Brigadier General, AGD, Adjutant General

送信者： SCAP

受信者： WARCOS

内容

書誌番号 65 への返信。SCAP 側は、陸軍省の見解に同意を示した上で、憲法草案がまだ日本人に承認されるかどうか分からない現状で、FEC のメンバーがマッカーサーの行動の妥当性に異を唱えることに十分な根拠はないと述べている。

書誌番号： 67

タイトル： Memorandum for the Record. Subject: Constitutional Reform

日付： 1946/3/12

資料作成者・署名者： Chas [ママ] L. Kades, Colonel, Inf, Chief, Public Admin. Division

内容

ケーデイスは、ポツダム宣言や、1945 年 8 月 13 日の米大統領から SCAP への指令、JCS 1380/15 などを引用しながら、日本の占領の目的は平和的で責任ある政府の樹立と自由な国民的意思による政治形態の確立であること、マッカーサーは、占領目的を達成するために必要な一切の活動についての権限を与えられていることなどを明らかにしている。そのうえで、SCAP が日本の憲法を許可するのはその権限の範囲内であり、SCAP の基本的な任務を達成するために必要なことであると述べている。

書誌番号： 84

タイトル： Memorandum for the Record

日付： 1946/4/12

資料作成者・署名者： C.W.

内容

ホイットニーは、終戦連絡中央事務局の白洲次郎に対し、マッカーサーは憲法制定の最終段階になってから新憲法について FEC に伝えるつもりであり、これは連合国諸国からの不承認を招かないためであることを伝えた。

書誌番号： 85

タイトル： Memorandum for the Record

日付： 1946/4/12

資料作成者・署名者： C.W.

内容

参謀長室での会話の記録。外務大臣〔吉田茂〕が憲法の政府草案の修正について質問した。ホイットニーはそれに対し、マッカーサーが個人的に憲法草案を承認することで、日本政府や国民による草案の修正が制限されるわけではないという SCAP の政策を繰り返し説明している。

書誌番号： 86

タイトル： Outgoing Message. [re: Approval of the Japanese Constitution]

日付： 1946/4/15

資料作成者・署名者： Signed: MacArthur. Official: B.M. Fitch, Brig. Gen., AGD, Adjutant General. Approved by: Max W. Bishop, Foreign Service Officer in Charge, Office of U. S. Political Adviser

送信者： SCAP

受信者： WARCOS (Pass to SecState)

内容

憲法の起草・承認について FEC の承認を必要条件とせよという FEC の主張に対する SCAP 側からの反論。SCAP は、FEC の承認を必須とすると憲法が押しつけられたものだ日本人に感じさせるため、占領にとって有害だと主張している。また、FEC はあくまで政策決定機関であり、日本の行政につ

いての権能・責任を持つのは SCAP であって FEC ではないとも述べている。

書誌番号： 94

日付： 1946/4/24

資料作成者・署名者： C.W.

送信者： General Whitney

受信者： C-in-C

内容

4 月 22 日の GS のコールグローブとの話し合いの結果分かったことのうち、FEC に関連する事項として、以下のことをマッカーサーに連絡している。

- ・幣原内閣案〔憲法改正要綱〕以外のどのような諸草案が憲法草案の起草過程で SCAP により考慮されたか、SCAP は憲法草案の人権保護規定で充分だと考えるかなど、ソ連から SCAP への指示が FEC で承認されたこと。
- ・FEC は、SCAP の活動について FEC が知ることができるような措置をとることを要請していること。
- ・パージは行き過ぎである、憲法を承認する前にまず FEC に諮るべきなど、FEC におけるマッコイ（MaCoy）の言動について。
- ・コールグローブは FEC の活動は SCAP の活動に追いついていないと見ており、またソ連の政策にも批判的であること。

書誌番号： 95

タイトル： Incoming Message. [W85442-Comments re Your Views on FEAC]

日付： 1946/4/25

資料作成者・署名者： McCoy

送信者： Washington (US Representative, FEC)

受信者： SCAP (Personal for MacArthur)

内容

FEC の主張を伝える電信文。FEC の活動は、憲法が施行される前に一度は FEC がチェックすべきだとした国務長官の発言に沿っていたと述べている。また、FEC の介入は、憲法がボツダム宣言など降伏条件に合致しないときのみにすべきだというマッカーサーの意見には賛成するものの、FEC によるチ

エックは国会や日本人の間での議論に結論が出る前でなければならないと主張している。

書誌番号： 99

タイトル： Incoming Message

日付： 1946/4/30

資料作成者・署名者： no sig

送信者： Washington (Joint Chiefs of Staff)

受信者： CINCAFPAC (MacArthur)

内容

日本での憲法改革に関して報告できるスタッフの派遣を依頼する FEC の議長からのメッセージを、SWNCC を通じてマッカーサーに転送したもの。

書誌番号： 104

日付： 1946/5/6

資料作成者・署名者： Atcheson

送信者： US POLAD, Tokyo

受信者： SecState

内容

アチソンが、書誌番号 102 の内容が SCAP と FEC の関係を正確に分析していると評価している。また、憲法改正に関する FEC の姿勢についても、民主化のための啓蒙的な姿勢の表れと肯定的に評価。さらに、憲法改正にあたっては日本に完全な自由を与え、チェックは事後におこなうべきだとも主張している。

書誌番号： 108

タイトル： Incoming Message. [W87964 Comments by Depts on your C 60606]

日付： 1946/5/16

資料作成者・署名者： no sig

送信者： Washington (from the Joint Chiefs of Staff)

受信者： CINCAFPAC (To MacArthur)

内容

SWNCC から JCS への手紙の転送。憲法制定に関して、FEC に SCAP の高官を派遣することを JCS が要請したが、1946 年 5 月 4 日付でマッカーサーが拒否の回答をした。それについて再考を求めている。

書誌番号： 110

タイトル： Outgoing Message. [C61140-Do Not Desire to Be rpp Resented by an Officer at Commisn [ママ]]

日付： 1946/5/18

資料作成者・署名者： MacArthur. Official: B.M. Fitch, Brigadier General, AGD, Adjutant General

送信者： CINCAFPAC

受信者： WARCOS (Joint Chiefs of Staff)

内容

FEC にマッカーサーの代理人を派遣せよという書誌番号 108 の要請に対する返信。マッカーサーは、そのような大きな問題について自身の代理人として振舞えるような知識と権威とを持った人材はいないため不可能と回答している。

書誌番号： 122

タイトル： Outgoing Message. [Attitude of FEC toward Draft Constitution]

日付： 1946/6/21

資料作成者・署名者： Official: John B. Cooley, Colonel, AGD, Adjutant General. Approved by: George Atcheson, Jr., Ambassador, Chief, Diplomatic Section

送信者： GHQ/SCAP

受信者： WARCOS (Pass to SecState) [for Assistant Secretary Hilldring]

内容

憲法に関する日本の状況について、GHQ が、アメリカ代表が FEC 内の誤解を解くことを希望している旨を伝える文書。憲法は、マッカーサーが承認を与えはしたものの、日本人の手によりポツダム宣言に沿って作られたものであること、日本人は今自力で建設的な方向に向かっていると感じており、その動きを妨害することは占領目的に反すること、もし日本人が FEC などの

外国の勢力が憲法改正に介入していると感じれば、憲法への信頼を失うと考えられるため、草案がポツダム宣言やアメリカ・FECの方針に沿っている限り介入すべきでないこと、を述べている。

書誌番号： 145

タイトル： Incoming Message. [W 95780 Re FEC Okay for Japanese Constitution]

日付： 1946/7/28

資料作成者・署名者： no sig

送信者： Washington (Assistant Secretary Pattersen [ママ])

受信者： CINCAFPAC (Personal to MacArthur)

内容

パターソン (Pattersen) [ママ] は、憲法が国会を通過する前に FEC の承諾を要するとした 1946 年 3 月 20 日の FEC 政策決定では、陸軍省が反対意見を表明する機会を与えられなかったが、国務省やマッコイは最善を尽くすつもりであると述べている。また、アメリカは、旧憲法の手続きによって新憲法を成立させることができるとの立場をとっているが、FEC の憲法小委員会内ではその立場は少数派であることも指摘している。

書誌番号： 146

タイトル： Outgoing Message. [C-63579 Re FEC Okay for Japanese Constitution]

日付： 1946/7/30

資料作成者・署名者： MacArthur. Official: John B. Cooley, Colonel, AGD, Adjutant General

送信者： CINCAFPAC

受信者： WARCOS (Assistant Secretary Petersen)

内容

マッカーサーは、憲法改正が連合国の提示した原則に沿っている限り、連合国は介入はすべきでないとの見解を表明している。

4-2、議会審議をめぐる FEC との関係 (全般)

書誌番号： 155

タイトル： Incoming Message. [W97850 Re FEC & Japanese Constitution question]

日付： 1946/8/17

資料作成者・署名者： no sig

送信者： Washington (Office Secretary of War)

受信者： CINCAFPAC (for MacArthur)

内容

Part 1) FEC と SWNCC での憲法改正案の修正論議について。首相や閣僚の過半数は国会議員から選出すること、選挙人の資格につき「教育、財産、または収入」による差別の禁止を追加すること、国民主権の趣旨を明確にすること、皇室典範・選挙法などを立法事項に委ねるのは、後の改正を容易にするものであり望ましくないこと、議員除名の事由が不明確であること、参議院の首相指名手続への参加は、衆議院において示された民意を挫くものであること、など。

Part 2) アメリカは、民主的改革を達成する上で本当に必要なときだけ連合国が制憲過程に介入すべきだというマッカーサーの方針を援護。ソ連は、憲法施行は FEC の決定後にすべきだとした意見が記載されている。

書誌番号： 167

タイトル： Incoming Message. [WX98569 Discussions in SWNCC and FEC an Draft Constitution]

日付： 1946/8/26

資料作成者・署名者： Patterson

送信者： Washington (SecWar)

受信者： CINCAFPAC (Personal to MacArthur)

内容

SWNCC と FEC における非公式な議論の結果、憲法改正の最新案について、FEC からの変更は受け付けないという方針が決まったことをマッカーサーに伝えるもの。陸軍省も SWNCC 内でこの方針を主張していく。また、国務省

は FEC に草案を検討する余裕を 2、3 週間与えるべきだと考えていることが伝えられている。

書誌番号： 198

タイトル： Incoming Message

日付： 1946/10/1

資料作成者・署名者： Petersen

送信者： WAR (Assistant Secretary)

受信者： SCAP (Personal to MacArthur)

内容

陸軍次官のピーターセン (Howard C. Petersen) は、FEC は以下の条件付でこれ以上憲法改正案の変更を求めることはないと予測している。条件： 1) FEC が、国会を通過した最終案に変更の必要があるかどうか検討する、 2) 憲法施行から 1、2 年後に、FEC がそれがうまく運用されているか再検討する、 3) 両院の構成・選挙人資格・皇室典範などについて補完的な立法があった場合には速やかに FEC に連絡する。

また、本国と連絡を取れるよう、憲法の国会通過と公布との間に数日の猶予を設けるよう求める FEC 委員もいるが、陸軍省はその通りになるだろうと予測している。

(参議院の地位)

書誌番号： 177

日付： 1946/9/5

資料作成者・署名者： [E.R. Dickover]

送信者： [E.R. Dickover]

受信者： George Atcheson, Jr.

内容

普通選挙や衆議院・参議院の力関係など新憲法下における参議院の地位に関する FEC の議論について。憲法で参議院の構成、議員選出方法などの詳細が規定されなかったのは、日本側はそういった問題は憲法ではなく法律で定めたいと考えており、また彼ら自身、参議院に何を求めるのかははっきりして

いないためであると指摘している。

書誌番号： 200

タイトル： Check Sheet. Subject: Comments upon Japanese Constitution in
FEC

日付： 1946/10/4

資料作成者・署名者： G.A., Jr.

送信者： DS

受信者： Govt. Sect. (att: General Whitney)

内容

国務省のディックオーバー (E.R. Dickover) からアチソンあての手紙を添付して送付した旨。その中にある、新憲法下における参議院の地位に関するFECの見解について、GSのコメントを求めている。

書誌番号： 223

タイトル： Check Sheet. Subject: Comments upon Japanese Constitution in
FEC

日付： 1946/10/15

資料作成者・署名者： C.W.

送信者： Govt. Sect. (C.W.)

受信者： DS

内容

書誌番号 200 への返信。参議院について、憲法起草時の議論ではそもそも一院制か二院制かが問題となっていたこと、いかなる制度設計も現時点では実験的なものにすぎないため、憲法改正という修正の難しい方法をあえて選ぶよりは、立法措置に委ね、経験を蓄積しながら法律を改めるほうがよいこと、現在の国会ではそうした細部のことについて合意を得るのが難しいこと、また、FEC 内での反対も呼び起こす可能性があることなどをコメントしている。また、書誌番号 177 で記されているディックオーバーの指摘は正しく、そういった日本側の考えは、憲法に参議院についての詳細な事項を加えない方向に影響を与えるだろうと結論づけている。

(皇室財産)

書誌番号： 175

タイトル： Incoming Message. [Hereditary Estates]

日付： 1946/8/31

資料作成者・署名者： no sig

送信者： Washington (WDSCA GO)

受信者： CINCAFPAC

内容

改正案第 88 条（皇室財産・皇室の費用）から「世襲財産以外の」との文言が削除されたことは、皇室の世襲財産が第 88 条の規定によって国有化されることを意味するのか、あるいは皇室の私有財産として課税されるのかという、FEC のイギリス代表の質問を伝えている。

書誌番号： 176

タイトル： Outgoing Message. [Property of Emperor Subject to Taxation Same as That of Any Other Japanese Citizen]

日付： 1946/9/1

資料作成者・署名者： Official: John B. Cooley, Colonel, A.G.D., Adjutant General. Approved by: Courtney Whitney, Brigadier General, U.S. Army, Chief, Government Section

送信者： CINCAFPAC

受信者： Washington (WDSCA GO)

内容

書誌番号 175 に対するマッカーサーからの返信。第 88 条には、7 月 2 日の FEC 原則の 4-d に従って、天皇の財産への課税を、他の日本国民と同様、盛り込むべきだと回答している。

書誌番号： 191

タイトル： Incoming Message. [British Are Assured That Imperial Hereditary Estates Have Been Transferred to State Ownship]

日付： 1946/9/17

資料作成者・署名者： Clayton

送信者： Washington

受信者： SCAP (Political Adviser)

内容

イギリスは、皇室の財産が国有化されることを条件として、現在の憲法改正案がポツダム宣言等に合致するとの立場を取る旨伝えている。

書誌番号： 194

タイトル： Outgoing Message

日付： 1946/9/19

資料作成者・署名者： Official: John B. Cooley, Colonel, AGD., Adjutant General. Approved by; George Atcheson, Jr., Ambassador, Chief, Diplomatic Section

送信者： SCAP

受信者： WARCOS (Pass to SecState)

内容

皇室財産についての審議結果を陸軍参謀長に伝えるもの。1946年7月2日のFEC原則に基づいて、皇室財産については、天皇の世襲財産を国有化の対象から除くとした規定は削除し、実際の国有化は憲法が施行されてから行われるとしたこと等が述べられている。

4-3、GHQ に対する他の連合国からの批判

書誌番号： 219

タイトル： Incoming Message

日付： 1946/10/10

資料作成者・署名者： Gallman

送信者： State Dept London

受信者： CINCAFPAC

内容

英紙『タイムズ』の社説を紹介。憲法制定へのマッカーサーの努力をおおむね評価しつつ、その手段・思想がアメリカ的すぎるという他の連合国（特にソ

連)の批判にも言及している。

書誌番号：233

日付：1946/10/25

送信者：Chu Shih-Ming

受信者：George Atcheson, Jr., Chairman, Allied Council for Japan

内容

中国側からの、明治節にあたる11月3日を憲法の公布日とすることに関して異議を唱える書簡。中国は、明治時代に日本が近隣諸国に対して2回の戦争を行ったことを挙げ、民主的な日本の基礎となる新憲法の公布を祝うため、より相応しい日を選ぶよう日本政府を説得すべきであると主張している。

書誌番号：235

日付：1946/10/31

送信者：George Atcheson, Jr.

受信者：Lieutenant General, Chu Shih-Ming, Chief, Chinese Mission in Japan

内容

書誌番号233への返信。アチソンは、11月3日が明治節であることは事実だが、この日が公布日とされたことに特に意味はなく、日本政府の決定に介入することは望ましくないと書き送っている。

5、新憲法啓蒙活動

5-1、憲法普及活動

書誌番号：274

タイトル：New Japanese Constitution

日付：1946/12/20

資料作成者・署名者：C.W.

送信者：Govt. Sect.

受信者：CI&E

内容

憲法普及活動の一環として、日本の全ての新聞に対し、1月の上旬に憲法の全文を掲載するよう義務付けるという提案に関して。これは、SCAPと首相の最近の会談で示唆されたものであり、コメントと同意を求めている。

書誌番号： 278

タイトル： New Japanese Constituion

日付： 1947/1/7

資料作成者・署名者： D.R.H.

送信者： CIE

受信者： Govt. Sect.

内容

書誌番号 274 の提案に関してのコメント。CIE は新憲法に対する理解を広める事に関しては賛成しているが、全文を新聞に掲載するという案については、多くの新聞が11月に既に掲載していることや、新聞用紙が不足していることなどに注意を喚起している。また、掲載を義務付けることは報道の自由の精神に反するとも指摘している。

書誌番号： 286

タイトル： Memorandum for the Chief, Government Section. Subject:
Program for Publicizing the New Japanese Constitution

日付： 1947/2/5

資料作成者・署名者： Alfred R. Hussey, Jr., Special Assistant to the Chief,
Government Section

受信者： the Chief, Government Section

内容

CIE と共同で行った憲法普及活動の中間報告。GS の要請をもとに、1947 年 1 月上旬、CIE が日本国民に向けて憲法全文のテキストを発行したことや、その後の活動として、出版・報道人らとの座談会を開催すること、日本側の憲法普及会（芦田均会長）とも密接な関係を保っていることが報告された。また、天皇の地位の変化については言及しないほうが賢明であると指摘した上で、これら普及事業において重視すべき点は、新憲法が、日本国民が自らの将来を決めることのできる道具であるということを常に強調することであると論じている。

書誌番号： 287

タイトル： Publicizing the New Japanese Constitution

日付： 1947/2/11

資料作成者・署名者： C.W.

送信者： GS

受信者： CI&E

内容

憲法普及のための計画の提案を GS が CIE に求めた文書。マッカーサーが来るべき総選挙 [1947 年 4 月 25 日施行] までに全ての有権者に憲法全文のコピーを配布したいと言っており、同様の計画が憲法普及会でも出ていたが実行されていないため、来月中にでも実行して欲しいという希望を伝えている。その他、ラジオ・新聞などのメディアを使った憲法の骨子（人権、国会の優越、地方自治、司法の独立）の広報活動などを計画するよう求めている。

書誌番号： 290

タイトル： Constitutional Material for Radio Programs

日付： 1947/2/19

資料作成者・署名者： C.W.

送信者： GS

受信者： CI&E Lt. Col. Galloway

内容

ラジオ番組で放送する、新憲法の重要なポイントを提案している。新憲法が個人にどう関係するのかという観点からのものと、個人の基本的な権利保障という観点からのもの、それぞれ 6 点ずつ用意している。

書誌番号： 291

タイトル： Suggested Points on New Japanese Constitution for Treatment on Radio Program

日付： 1947/2/19

内容

書誌番号 290 の付属資料。用意された二種類のポイントのうち、新憲法が個人にどのように関係するのかという観点に即したポイントが書かれている。法の下

の平等や三権分立、政治参加や言論の自由の保障など、6点を列挙している。

書誌番号： 323

タイトル： Check Sheet. Subject: Progress Report No.6 on Political Affairs
Information Programs: The Constitution

日付： 1947/5/13

資料作成者・署名者： D.R.N.

送信者： CI&E

受信者： Government Section

内容

GS 局長のハッシー（Alfred R. Hussey, Jr.）が 1947 年 5 月 8 日におこなった記者会見は多くのメディアから好意的に迎えられたとして、うちいくつかの記事の見出し・小見出しを紹介。『毎日新聞』『時事通信』『民報』などでは記者会見の完訳を掲載。さらに『読売新聞』『朝日新聞』『日本経済新聞』『東京新聞』の切抜きが、扱いの大きさを示すために添えられている。

5-2、検閲

（報道に対する方針）

書誌番号： 123

タイトル： Memorandum for Record

日付： 1946/6/24

資料作成者・署名者： RHK

内容

憲法改正案に対する批判についてのキー・ログ〔禁制準則〕（1946 年 6 月 8 日）について。このキー・ログは占領の進展を阻害する目的で書かれた文書に対してのみ適用されるべきであり、SCAP や連合軍への批判にならない限り国会での審議に関する自由な論議は認められるべきであるとする。ゆえに、日本政府が国民に憲法を押し付けているといった議論については、上記のキー・ログは適用されるべきでないと結論付けている。

書誌番号： 236

日付：1946/11/1

内容

ケーデイスが憲法に関する報道規制を緩和し、GHQ が憲法起草に関与したことを暗に示唆するのは許可した旨を告げている。ただし、憲法がGHQ の武力をともなう「強制」によるとの解釈や、なんらかの力が介在したと解釈するもの、とりわけ、占領への信頼を損なうもの、国民の自由意思の表明としての憲法を中傷するものは不可とされた。GS は添付された写真が公表されるのに反対しないと付言しているが、それが指すものは当文書からは不明。

書誌番号：71

タイトル：Memorandum for Record. Subject: Censorship CI&E Press Release

日付：1946/3/15

受信者：Colonel Wadsworth

内容

憲法に関するアメリカの新聞の論評が日本で報道されることを許可するという CIE のプレス・リリースに関して、PPB、GS、CIE のあいだのやりとり。PPB は、影響力のあるアメリカの社説が日本の新憲法に批判的であるという印象を与えるため、有害な影響を与えるとして反対した。とりわけ、以前に PPB によって出版停止とされた『クリスチャン・サイエンス・モニター』の社説の例を挙げて反対した。

さらに PPB と CIE 情報課のバーコフ（Berkov）でプレス・リリース自体の可否について協議したところ、プレス・リリースは通常、国務省で編集されて届けられるが、SCAP には日本国内でどのような情報が公開されるか管理する権限があるという結論に達した。ただし、バーコフは重要な事案にかかわるアメリカでの報道は内容の如何を問わず日本人に届けられるべきだとの個人的見解も示した。

(検閲の事例)

書誌番号：87

タイトル：FEC Policy Japanese Constitution

資料作成者・署名者： W.B.P.

送信者： CCD

受信者： CIS J.J. Costello

内容

新憲法に関する FEC の政策決定を概説した記事について、CCD から検閲を要請する文書。かつてこの記事と同じ趣旨の記事が、間違って FEC 文書をマッカーサーに対する指令として記述していることや、FEC の姿勢とマッカーサーの姿勢とが異なることを暗示していることを理由に、マッカーサーの指示によって削除されたことが併記されている。

書誌番号： 119

タイトル： Extend the Discussion of the Constitution Reform [:] Communist Party Opposes Also to the Lese Majeste Clauses

日付： 1946/6/20

内容

時事通信の記事。憲法草案は幣原内閣によって非民主的な方法で書かれ、その最大の目的は天皇制を維持し、人々を抑圧することにある、などと記述されており、その部分は削除されている（削除箇所は丸かっこで示されている）。左上に"Deleted"のタイプあり。

(バーコフ発言)

書誌番号： 55

日付： [1946] /3/7

内容

1946 年 3 月 7 日に行われた記者会見の様子について。バーコフは新憲法は天皇制を残しているので反対であり、かつ誰が起草したか知っているが言わないなどの発言をした。なお、1946 年 3 月 9 日付の Memorandum for Record におけるバーコフの発言では、記者会見は 6 日に行われたとされている。

書誌番号： 63

タイトル： [Among Those Present at the Press Meeting Were]

内容

1946年3月7日の記者会見に出席していた日本人記者の名前・所属会社のリストと見られる。

書誌番号： 62

タイトル： Memorandum for Record. Subject: Mr. Berkov

日付： 1946/3/9

内容

1946年3月6日の記者との会談において、CIE 情報課のバーコフが、新憲法はGHQによって書かれ、かつ天皇制が残されているので個人的には反対だと述べた。このことを白洲次郎が同月8日ホイットニーに報告。9日にバーコフに事情聴取したところ、彼自身は新憲法についても天皇制についても何も述べていないと主張した。しかし、「SCAPが受け入れられるような草案を日本人が作れないのは恥だ」と述べたことは認めた。この結果、バーコフが指示に違反したことは明らかだと考えられ、彼はCIEの広報業務から外されることになったことが述べられている。

（『新憲法の解説』）

書誌番号： 339

タイトル： Memorandum for Record

日付： 1947/10/17

資料作成者・署名者： AGH

内容

1947年10月13日に、兵庫県庁の社会教育課社会教育協会が発行した『新憲法の解説』が検閲に提出されていなかったという問題が浮上し、翌日以降担当者が召喚されたことについて。彼らは、検閲は民間企業による出版物だけに該当するものと思っていた、民主主義をできるだけ早く広めようと思っていた、CIEとは常に接触を保っていた、などと弁明。また、社会教育課長は、検閲についてはSCAPから説明を受けており、部下にもその内容を説明していたため、『新憲法の解説』についても適切に処理されているものと考えて改めて確認しなかったと釈明した。

書誌番号： 340

日付： 1947/10/17

資料作成者・署名者： GPL James G. Richeson

内容

以前 CIE の職員であったフィリップス（Clifton J. Phillips）から、1946 年 12 月ごろ兵庫県社会教育課に検閲について説明したと聞いたことを言明した文書。

書誌番号： 341

日付： 1947/10/25

送信者： PPB District 1

受信者： PPB Division

内容

金森徳次郎の「新憲法 of 精神」の内容 [『新憲法の解説』所収] について CIE 教育課が異議を唱えたため、PPB-1 に送付されてきた。この本は兵庫県社会教育協会によって出版され、PPB-2 によって検閲されたはずだが、記録は残っていないと報告している。

書誌番号： 346

日付： 1947/10/31

資料作成者・署名者： PJM

送信者： PPB District 1

受信者： PPB Division

内容

『新憲法の解説』について詳細な調査をおこなったところ、GHQ の見解に反する部分が何箇所もみつかった。CIE のインボデン（Imboden）はこの調査については満足したが、個人的には叱責だけでは処分が軽すぎ、出版者は軍事裁判にかけて刑務所に送られるべきだと述べた。PPB は、そうした処分は管轄外であるが、その可能性について CCD に送付することは可能だとインボデンに知らせた。

書誌番号： 485

送信者： PPB Division

受信者： CCD

内容

PPB はこれ以上の処理をしないことを勧めるが、もし望むなら、CIE はそれらの人々を軍事裁判にかけることができる旨 CCD に連絡している。

書誌番号： 353

タイトル： Draft (Check Sheet). Subject: Publication of Objectionable Pamphlet

日付： 1947/11/7

資料作成者・署名者： W.B.P.

送信者： G2

受信者： CIE

内容

兵庫県社会教育課が出版した『新憲法の解説』に関する、G2 から CIE への報告。主権の所在や日本の国体は憲法改正を経ても変化してないと述べるなど、憲法を誤って解釈していたこと、検閲に提出されていなかったことについて、出版を担当した兵庫県社会教育課は「できるだけ早く県内に民主主義を広めようと思い、検閲に要する時間と手間を考えて検閲に提出しなかった」と述べ、課長も部下がきちんと手続きを踏んでいると考えてチェックしなかったと述べたこと、彼らはこの違反について叱責されたことなどを報告している。

書誌番号： 486

内容

金森徳次郎「新憲法 of の精神」の一部を英訳して抜書きし、問題になりそうな箇所を列挙したもの。たとえば、主権は実際には天皇にある、天皇が日本の中心である点において、憲法が変わっても日本の国体は変わらない、など。金森の論旨自体が問題を含んでいるため、彼の文章全体にも必然的に問題があると述べている。

6、FEC の憲法再検討問題

6-1、再検討問題と米国・GHQ

書誌番号： 228

タイトル： Provision for the Review of a New Japanese Constitution

日付： 1946/10/23

内容

施行後 1 年から 2 年のあいだに、新憲法がポツダム宣言などの規定に沿っているかどうかについて、国会と FEC において更なる見直しがおこなわれるべきことを規定した文書（FEC-031/41）。（文書日付は 23 日だが、この内容についての審議がおこなわれたのは 17 日なので、電子展示会『日本国憲法の誕生』の年表では、17 日に再検討を決定したと記載されている）。

書誌番号： 234

タイトル： Incoming Message. [Req Cived [ママ] Directives Prepared by the State Department to Implement the Policy Adopted by the Far Eastern Commission

日付： 1946/10/28

資料作成者・署名者： no sig

送信者： Washington (The Joint Chiefs of Staff)

受信者： CINCAFPAC (MacArthur)

内容

新憲法を改正する場合、FEC の審査を必要とする、という国務省からの指示が記されている。

書誌番号： 240

タイトル： Incoming Message

日付： 1946/11/1

資料作成者・署名者： no sig

送信者： Washington (WDSCA PL)

受信者： CINCAFPAC

内容

FEC の各国代表が、憲法公布の際に憲法再検討に関する FEC 決定が公表されるべきであると考えており、それに関するマッカーサーのコメントを要請しているとの陸軍省からの通達。公表を支持する理由は、A) 公表する時期と方

法は重大な政治的問題である、B) 再検討についての FEC の決定を日本国民に知らせないことは、FEC 側から不誠実だと受け取られる、との了解に基づいているとされている。

書誌番号： 279

タイトル： Memorandum for the Chief of Staff. Subject: Policy toward
Announcing Provisions for the Reviews of the New Japanese Constitution.

日付： 1947/1/9

資料作成者・署名者： Courtney Whitney, Brigadier General, U.S. Army,
Chief, Government Section

受信者： the Chief of Staff

内容

FEC031/41 (書誌番号 228) で定められた憲法の再検討について、アメリカ政府はそれがアメリカの外交政策や日本における連合軍の目的に適わない限り反対する旨を伝えている。

書誌番号： 411

タイトル： Incoming Message

日付： 1948/12/17

送信者： CSCAD ICO

受信者： CINCFE

内容

FEC の憲法小委員会がオーストラリアの提案により、1948 年 12 月 17 日に FEC031/41 (書誌番号 228) のとおり、憲法の再検討を始めたことを報告している。

書誌番号： 410

日付： 1948/12/17

資料作成者・署名者： Official: R. M. Levy, Colonel, A.G.D. Adjutant General.

送信者： SCAP (MacArthur)

受信者： Department of Army

内容

書誌番号 411 に対し、アメリカの立場どおりにすること、FEC への回答についてもアメリカ政府の助言を受ける旨、SCAP が返信している。

書誌番号： 415

タイトル： Incoming Message

日付： 1949/1/20

送信者： DA (JCOS)

受信者： SCAP (MacArthur)

内容

FEC が憲法再検討についての協議を始めた旨、陸軍省からマッカーサーに連絡。マッカーサーからの必要な助言とコメントを求めている。

書誌番号： 422

日付： 1949/2/24

資料作成者・署名者： R.M. Levy, Colonel, A.G.D. Adjutant General.

送信者： SCAP

受信者： Dept. of Army

内容

SCAP から陸軍省に対する文書。FEC による憲法再検討の提案について、FEC が日本政府に再検討を強制するような事態は非民主的であり望ましくなく、また有益でもないので、そのようなことがあればアメリカは断固として反対すべきであると主張している。

書誌番号： 436

タイトル： Memorandum for the Chief, Government Section. Subject: Proposed Article 59A Amending Japanese Constitution (FEC, C-3/326/10, 3 March 1949) : Right of Diet Members to Introduce Finance Bills

日付： 1949/4/1

資料作成者・署名者： Justin Williams, Parliamentary and Political Division

受信者： The Chief, Government Section

内容

ウィリアムズ (Justin Williams) は GS に対し、FEC でオーストラリア代表

が出した憲法改正案（財政に関する法案は内閣の同意なしには提出できないようにするというもの）に反対するよう、勧告している。

書誌番号： 447

タイトル： Incoming Message

日付： 1949/5/7

資料作成者・署名者： no sig

送信者： DA

受信者： SCAP (USPOLAD)

内容

FEC の憲法再検討について。アメリカの FEC メンバーが、現段階で憲法に修正を加えることは賢明ではないと述べたことが記されている。

書誌番号： 448

タイトル： Incoming Message

日付： 1949/5/14

資料作成者・署名者： no sig

送信者： DA (JCS)

受信者： SCAP

内容

FEC031/41（書誌番号 228）に従って FEC が憲法を再検討した結果、問題点として、1）外国人の憲法上の地位（「国民」と「何人も」のズレ）、2）憲法事件に関する最高裁判所の権限、3）衆議院解散に関する内閣の権限の3点が指摘された。

6-2、再検討問題に対する英・中のコメント

書誌番号： 421

タイトル： Review of Japanese Constitution [:] U.K. Comments on Position of Aliens under the Constitution

日付： 1949/2/18

資料作成者・署名者： Nelson T. Johnson, Secretary General

内容

FEC イギリス代表が、日本の憲法下における外国人の地位に関する注解を添付して回覧することが記載されている。

書誌番号： 420

タイトル： Review of Japanese Constitution [:] U.K. Comments on Position of Aliens under the Constitution

内容

書誌番号 421 の付属資料。イギリス代表団は、憲法の条文中、「国民」という言葉と「何人も」という言葉が用いられているが、「国民」は日本人のみを指し外国人を含まないため、国民の基本的な権利は日本人と日本の裁判権が及ぶ全ての人々に保障されると書き直すべきだと述べている。

書誌番号： 431

タイトル： Review of Japanese Constitution [:] Chinese Comments on Japanese Constitution

日付： 1949/3/28

資料作成者・署名者： Nelson T. Johnson, Secretary General

内容

FEC の中国代表の 8 つの疑義の背景に関して。それらは日本の実情と将来的な憲法運用の難しさから発せられたものと指摘する。

書誌番号： 432

タイトル： Review of Japanese Constitution [:] Chinese Comments on Japanese Constitution

内容

書誌番号 431 の付属資料。天皇に国会〔衆議院〕解散権があるのか、28 条の「勤労者」という単語は何を意味しているのか、国会は地方自治体の制定した条例を廃止する権限をもつべきかなど 8 つの疑義が記載されている。

略語一覧

ACJ : Allied Council for Japan (対日理事会)

ATIS : Allied Translation and Interpreters Service (連合軍翻訳通訳部
[班])

CAD : Civil Affairs Division (民政部)

CCD : Civil Censorship Detachment (民間検閲支隊)

CIE (CI&E) : Civil Information and Education Section (民間情報教育局)

C-in-C (C in C) : Commander in Chief (最高司令官)

CINCAFPAC : Commander in Chief, Army Forces in the Pacific (太平洋陸
軍最高司令官)

CINCFE : Commander in Chief, Far East (極東軍最高司令官)

CS : Chief of Staff (参謀長)

DA : Department of Army (陸軍省)

DS : Diplomatic Section (外交局)

FEC : Far Eastern Commission (極東委員会)

GS : Government Section (民政局)

JCS : Joint Chiefs of Staff (統合参謀本部)

ORI/FEI : Office of Research and Intelligence, Division of Far East
Intelligence ([国務省] 調査及び情報局極東情報部)

POLAD : Office of Political Advisors* (政治顧問部)

PPB : Press, Pictorial, and Broadcasting Division (報道・映画・放送部)

SCAP : Supreme Commander for the Allied Powers (連合国 [軍] 最高司令官)

SWNCC : State-War-Navy Coordinating Committee (国務・陸軍・海軍三省
調整委員会)

USMC : United States Marine Corps (合衆国海兵隊)

WARCOS : War Department Chief of Staff (陸軍参謀長)

WD : War Department (陸軍省)

参考文献：

竹前栄治『GHQ』(岩波書店、1983) < GB566-62 >

原秀成『日本国憲法制定の系譜』(日本評論社、Vol.1 2004) < AZ-213-
H88 > (Vol.2 2005) < AZ-213-H147 >

山本武利『占領期メディア分析』（法政大学出版局、1996）＜ UC23-G10 ＞
高見勝利「「憲法改正草案要綱」に対する米国務省内の評論と総司令部の応答」『レファレンス』54（12）通号（647）（国立国会図書館、2004）＜ Z22-554 ＞

森田茂,和田誠一編『世界軍事略語辞典』（国書刊行会、1991）＜ A112-E132 ＞

＜ ＞は当館請求記号

* 文書には Political Adviser と Political Advisor が混在する。本原稿も文書どおりの表記にしたが、ここでは Political Advisors とした。

人名略称

GA : George Atcheson, Jr.

JJC : John J. Costello

RHK : Richard H. Kunzman

CW : Courtney Whitney

年表

参考のため、関連する出来事を国立国会図書館ホームページ上に掲載している電子展示会「日本国憲法の誕生」中の「年表」から抽出し、上記文書概要の書誌番号を追記した。

1945	
10.4	近衛文麿、連合国最高司令官マッカーサー（Douglas MacArthur）と会談し、憲法改正の示唆を受ける。
10.8	近衛、高木八尺東大教授らとともに、POLAD のアチソン（George Atcheson, Jr.）と会談し、憲法改正の論点につき示唆を受ける。
10.10	アチソン、近衛への私的な示唆について国務省に通知。 書誌番号：2（1-1、内大臣府における憲法調査） 書誌番号：3（1-1、内大臣府における憲法調査）
10.11	書誌番号：4（1-1、内大臣府における憲法調査）
10.12	書誌番号：7（1-1、内大臣府における憲法調査）

10.13	各紙、天皇の下問を受け近衛らが憲法改正作業開始と報道。幣原喜重郎首相・松本烝治国務大臣、近衛と会見し、内大臣府の憲法改正作業に対し抗議。佐々木惣一元京大教授、内大臣府御用掛に任命。臨時閣議、憲法改正のための研究開始を決定（担当大臣松本）。
10.15	近衛、外国マスコミと会見し、憲法改正構想につき談話。松本、憲法改正は内閣の責任と談話。
10.16	宮沢俊義東大教授、毎日新聞で近衛の改正作業を批判。日本社会党設立委員会、内大臣府および政府の作業を批判。
10.17	アチソン、國務省より、憲法改正の基本的事項について訓令を受領。 書誌番号： 8（1-2、憲法問題調査委員会（松本委員会））
10.20	美濃部達吉東大名誉教授、朝日新聞連載（～10月22日）で憲法改正不急論を主張。 書誌番号： 9（1-1、内大臣府における憲法調査）
10.21	近衛、外国マスコミに対し、GHQへの憲法草案提出および天皇の退位問題に言及。佐々木、毎日新聞で内大臣府の作業への批判に対して反論。 書誌番号： 10（1-2、憲法問題調査委員会（松本委員会））
10.23	幣原、近衛の21日の発言に対し訂正を申入れ。 書誌番号： 12（1-1、内大臣府における憲法調査） 書誌番号： 14（1-1、内大臣府における憲法調査） 書誌番号： 13（1-2、憲法問題調査委員会（松本委員会））
10.25	幣原内閣が憲法問題調査委員会（松本委員会）を設置。
10.27	憲法問題調査委、第1回総会（以後1946年2月2日まで7回開催）。
11.1	GHQ、憲法改正問題における近衛との関係を否定する声明。
11.3	書誌番号： 18（1-1、内大臣府における憲法調査）
11.11	書誌番号： 19（1-2、憲法問題調査委員会（松本委員会））
11.22	近衛、帝国憲法改正要綱を天皇に奉答。
11.24	佐々木、「帝国憲法改正の必要」を天皇に奉答。内大臣府廃止。
11.27	書誌番号： 25（1-1、内大臣府における憲法調査）
11.30	書誌番号： 26（1-2、憲法問題調査委員会（松本委員会））
12.6	GSのラウエル（Milo Rowell）、「日本の憲法についての準備的研究と提案のレポート」を作成。GHQ、近衛・木戸幸一ら9名を戦犯容

	疑で逮捕することを指令。
12.8	松本、衆議院予算委で「憲法改正 4 原則」表明。
12.16	近衛、服毒自殺。
12.21	毎日新聞、「近衛公の憲法改正草案」を掲載。
12.23	書誌番号：30（1-1、内大臣府における憲法調査）
12.26	憲法問題調査委員会顧問野村淳治、同委員会で意見書を提出。高野岩三郎らによる憲法研究会（1945.11.5 発足）、「憲法草案要綱」発表。
12.27	モスクワ外相会議、「モスクワ宣言」発表（朝鮮信託統治、FEC および ACJ の設置）。
12.31	ATIS、憲法研究会案を翻訳。
1946	
1.1	松本、憲法改正私案の起草開始。
1.4	憲法問題調査委、第 8 回調査会（宮沢、法制局の入江俊郎、同佐藤達夫らによる小委員会）に、宮沢作成の甲案・乙案を提出。
1.7	松本、私案を天皇に奏上。SWNCC、「日本統治体制の改革」（SWNCC228）決定。
1.11	ラウエル、憲法研究会案に対する所見を参謀長に提出。
1.17	極東諮問委員会調査団、GS との会談で憲法改正につき質問。 書誌番号：34（4-1、憲法改正の権限）
1.23	幣原、記者会見で立憲君主制維持の必要性を強調。
1.24	幣原、マッカーサーと会談（天皇制存続と戦争放棄に関して話し合い）。
1.26	憲法問題調査委、第 15 回調査会で、「憲法改正要綱」（甲案：松本私案を要綱化したもの）および「憲法改正案」（乙案：従来の甲案）を議論。
1.29	松本、閣議で憲法改正案の検討を要請。マッカーサー、極東諮問委員会調査団との会見で、憲法問題については示唆に限定と発言。
1.30	臨時閣議で松本私案・甲案・乙案を議論（～2 月 4 日）。幣原ら、軍規定の削除を求める。
2.1	毎日新聞、「憲法問題調査委員会試案」のスクープ記事掲載。 極東諮問委員会調査団、離日。

	GS 局長のホイットニー (Courtney Whitney)、マッカーサーにメモ「憲法改正について」(FEC と GHQ の憲法改正権限の関係) を提出。 書誌番号： 39 (1-2、憲法問題調査委員会 (松本委員会)) 書誌番号： 40 (4-1、憲法改正の権限)
2.3	マッカーサー、3 原則を提示し、GS に憲法改正案 (GHQ 草案) の作成指示。
2.4	GS、GHQ 草案起草作業開始。
2.6	ホイットニー、マッカーサーにメモ「憲法改正について」(日本政府の改正案に関する情報) を提出。
2.7	松本、「憲法改正要綱」につき天皇に奏上。
2.8	政府、「憲法改正要綱」と「説明書」を GHQ に提出。2 月 13 日に会議を持つことを約束。
2.13	ホイットニーら、「憲法改正要綱」の受取りを正式に拒否するとともに GHQ 草案を吉田茂外相、松本らに手交。
2.26	閣議、GHQ 草案に基づく日本案の起草を決定、開始。FEC、ワシントンで第 1 回会議 (11 か国で構成。ソ・豪・英、天皇制廃止を主張)。
3.2	日本案 (「3 月 2 日案」) 完成。
3.4	政府、「3 月 2 日案」を GHQ に提出。佐藤法制局第 1 部長とケーデイス (Charles L. Kades) GS 次長らが翌日まで交渉しこれに修正を加える。
3.5	閣議、GHQ との交渉により修正された草案の採択決定 (日本政府の確定草案「3 月 5 日案」成立)。
3.6	政府、「帝国憲法改正草案要綱」発表。マッカーサー、「憲法改正草案要綱」承認の声明。
3.7	書誌番号： 50 (2-2、報道に対する方針) 書誌番号： 55 (5-2、検閲 (バーコフ発言))
3.8	POLAD のビショップ (Max Bishop)、草案要綱につき郵便で国務長官宛報告。 書誌番号： 58 (2-2、報道に対する方針)
3.9	書誌番号： 61、69 (2-2、報道に対する方針)

	書誌番号：65（4-1、憲法改正の権限） 書誌番号：62（5-2、検閲（バーコフ発言））
3.10	衆議院議員総選挙公示。
3.12	書誌番号：68（2-2、報道に対する方針） 書誌番号：70（4-1、憲法改正の権限） 書誌番号：67（4-1、憲法改正の権限）
3.15	書誌番号：71（5-1、検閲（報道に対する方針））
3.16	書誌番号：72（2-2、報道に対する方針）
3.20	幣原、枢密院に草案発表の経緯報告。 FEC、マッカーサーに対し、憲法草案に対する FEC の最終審査権の 留保、総選挙の延期などを要求。 書誌番号：73（2-3、米国務省による 3 月 6 日案批判と GHQ の反論）
3.21	書誌番号：75（2-3、米国務省による 3 月 6 日案批判と GHQ の反論）
3.29	マッカーサー、FEC の総選挙延期要求に対し拒否の返電。
4.10	新選挙法による第 22 回衆議院議員総選挙施行。 FEC、憲法改正問題に関する協議のため GHQ 係官の派遣をマッカー サーに求める決定（米を含め全委員一致）。
4.12	書誌番号：84（4-1、憲法改正の権限） 書誌番号：85（4-1、憲法改正の権限）
4.15	書誌番号：86（4-1、憲法改正の権限）
4.17	政府、「憲法改正草案」発表。枢密院に諮詢。 ACJ の会合でホイットニー、日本の民主化は順調、選挙結果も満足 すべきものと発言。
4.22	幣原内閣総辞職。枢密院、憲法改正草案第 1 回審査委員会（5 月 15 日まで 8 回開催）。
4.24	書誌番号：93（2-3、米国務省による 3 月 6 日案批判と GHQ の反論） 書誌番号：94（4-1、憲法改正の権限）
4.25	書誌番号：95（4-1、憲法改正の権限）
4.29	書誌番号：97,98（2-3、米国務省による 3 月 6 日案批判と GHQ の反論）
4.30	書誌番号：99（4-1、憲法改正の権限）
5.3	松本、枢密院で「政府としては原案を修正し得ず」と発言。
5.6	書誌番号：104（4-1、憲法改正の権限）

5.13	FEC、新憲法採択の3原則を決定（審議のための十分な時間と機会、明治憲法との法的連続性、国民の自由意思を明確に表す方法による新憲法採択）。 書誌番号：107（2-3、米國務省による3月6日案批判とGHQの反論）
5.16	第90回帝国議會（臨時会）召集（6月20日開院式、10月12日閉院式）。吉田に組閣命令。 書誌番号：108（4-1、憲法改正の権限）
5.18	書誌番号：110（4-1、憲法改正の権限）
5.22	吉田内閣成立（第1次）、このため枢密院に諮詢中の憲法改正草案を一時撤回。
5.29	枢密院、草案審査委員会再開（6月3日まで3回開催）。吉田、枢密院において議會での修正可能と言明。國務省、4月10日FEC決定を拒否するマッカーサーの回答をFECに回送。
6.4	FEC、天皇制存続の可否に関して討議。
6.8	枢密院本會議、天皇臨席の下で憲法改正草案を起立多数により可決。
6.19	金森徳次郎、憲法問題担当國務相就任。
6.20	第90回帝国議會開院式（開院式勅語、初めて口語体となる）。「帝国憲法改正案」を衆議院に提出。 書誌番号：119（5-2、検閲（検閲の事例））
6.21	マッカーサー、議會での憲法審議につきFECの新憲法採択の3原則を含む声明発表。 書誌番号：122（4-1、憲法改正の権限）
6.24	書誌番号：123（5-2、検閲（報道に対する方針））
6.25	「帝国憲法改正案」を衆議院本會議に上程（本會議、28日まで）。
7.2	FEC、「日本の新憲法についての基本原則」を決定（主権在民、天皇制の廃止または民主的改革、閣僚の文民条項など）。
7.4	書誌番号：134（3-1、衆議院（教育））
7.6	JCS、7月2日FEC決定をマッカーサーに指令（マッカーサー、同決定の発表を抑えるよう要請）。
7.10	書誌番号：137（3-1、衆議院（日英対訳））
7.11	書誌番号：138（3-1、衆議院（日英対訳））
7.17	書誌番号：140（3-1、衆議院（教育））

	書誌番号：139（3-1、衆議院（日英対訳））
7.23	衆議院、小委員会設置（25日から8月20日まで13回開催）。
7.28	書誌番号：145（4-1、憲法改正の権限）
7.30	書誌番号：146（4-1、憲法改正の権限）
8.5	書誌番号：147（3-1、衆議院（日英対訳））
8.6	書誌番号：150（3-1、衆議院（日英対訳））
8.8	書誌番号：152（3-1、衆議院（教育））
8.16	小委員会の修正案ほぼ固まる。
8.17	書誌番号：155（4-2、議会審議をめぐる FEC との関係（全般））
8.21	衆議院憲法改正委、小委員会の各派共同修正案可決。
8.24	衆議院本会議、委員会修正案のとおり「帝国憲法改正案」を修正可決、貴族院に送付。
8.26	貴族院本会議に修正「帝国憲法改正案」を上程（本会議・30日まで）。
	書誌番号：167（4-2、議会審議をめぐる FEC との関係（全般））
8.28	マッコイ FEC 議長、憲法付属諸法の制定にも FEC が関与すべきことを表明。
8.30	貴族院帝国憲法改正案特別委員会設置（9月2日から10月3日まで）。
8.31	書誌番号：175（4-2、議会審議をめぐる FEC との関係（皇室財産））
9.1	書誌番号：176（4-2、議会審議をめぐる FEC との関係（皇室財産））
9.5	書誌番号：177（4-2、議会審議をめぐる FEC との関係（参議院の地位））
9.10	書誌番号：179（3-2、貴族院（参議院議員選出方法））
9.17	書誌番号：191（4-2、議会審議をめぐる FEC との関係（皇室財産））
9.19	書誌番号：194（4-2、議会審議をめぐる FEC との関係（皇室財産））
9.25	FEC、憲法問題に関する追加政策決定（文民条項の確認、参議院の衆議院に対する優越性の不保持）。
9.26	貴族院、小委員会設置（28日から10月2日まで。10月2日に修正案可決）。
9.30	書誌番号：196（3-2、貴族院（参議院議員選出方法））
10.1	書誌番号：198（4-2、議会審議をめぐる FEC との関係（全般））

10.2	書誌番号：199（3-2、貴族院（帝国憲法改正案の通過））
10.3	貴族院特別委、「帝国憲法改正案」修正可決（普通選挙制、両院協議会、文民条項追加）。
10.4	書誌番号：200（4-2、議會審議をめぐる FEC との関係（参議院の地位））
10.6	貴族院本会議、委員会修正案のとおり「帝国憲法改正案」を修正可決し、衆議院に回付。
10.7	衆議院、貴族院回付案を可決。 書誌番号：208、209（3-2、貴族院（参議院議員選出方法）） 書誌番号：210（3-2、貴族院（帝国憲法改正案の通過））
10.10	書誌番号：219（4-3、GHQ に対する他の連合国からの批判）
10.12	第 90 回帝国議會閉院式。 「修正帝国憲法改正案」を枢密院に諮詢（19 日と 21 日に審査委員会）。
10.15	書誌番号：223（4-2、議會審議をめぐる FEC との関係（参議院の地位））
10.17	FEC、日本国憲法施行後の再検討について政策決定。
10.23	書誌番号：228（6-1、再検討問題と米国・GHQ）
10.25	書誌番号：233（4-3、GHQ に対する他の連合国からの批判）
10.28	書誌番号：234（6-1、再検討問題と米国・GHQ）
10.29	枢密院本会議、天皇臨席の下で「修正帝国憲法改正案」を全会一致で可決（美濃部など 2 名欠席）。天皇、憲法改正を裁可。
10.31	書誌番号：235（4-3、GHQ に対する他の連合国からの批判）
11.1	マッカーサー、10 月 17 日 FEC 決定の公表に反対の旨を回答。 書誌番号：236（5-2、検閲（報道に対する方針）） 書誌番号：240（6-1、再検討問題と米国・GHQ）
11.3	日本国憲法公布。貴族院議場で「日本国憲法公布記念式典」挙行。 「日本国憲法公布記念祝賀都民大会」開催。 マッカーサー、日本国憲法公布に際して日本国民に対しメッセージを発表。
12.1	憲法普及会発足（会長芦田均）。
12.12	FEC、10 月 17 日決定を日本政府に伝達することを決定。

12.20	書誌番号：274（5-1、憲法普及活動）
1947	
1.3	マッカーサー、新憲法の再検討に関して吉田宛に書簡。
1.6	吉田、1月3日マッカーサー書簡に返信。
1.7	書誌番号：278（5-1、憲法普及活動）
1.9	書誌番号：279（6-1、再検討問題と米国・GHQ）
2.5	書誌番号：286（5-1、憲法普及活動）
2.11	書誌番号：287（5-1、憲法普及活動）
2.19	書誌番号：290、291（5-1、憲法普及活動）
3.20	FEC、憲法再検討に関する政策の公表を決定（日本の各紙は同月30日に掲載）。
5.3	日本国憲法施行。憲法普及会、記念式典開催。
5.13	書誌番号：323（5-2、憲法普及活動）
10.17	書誌番号：339、340（5-2、検閲（『新憲法の解説』））
10.25	書誌番号：341（5-2、検閲（『新憲法の解説』））
10.31	書誌番号：346（5-2、検閲（『新憲法の解説』））
11.7	書誌番号：353（5-2、検閲（『新憲法の解説』））
1948	
10.7	「アメリカの対日政策に関する勧告」（NSC13/2）採択。
12.9	FEC031/41に基づいて、FEC第3小委員会で日本国憲法の再検討開始。
12.17	書誌番号：410、411（6-1、再検討問題と米国・GHQ）
1949	
1.20	書誌番号：415（6-1、再検討問題と米国・GHQ）
2.18	書誌番号：420、421（6-2、再検討問題についての英・中のコメント）
2.24	書誌番号：422（6-1、再検討問題と米国・GHQ）
3.28	書誌番号：431、432（6-2、再検討問題についての英・中のコメント）

4.1	書誌番号：436（6-1、再検討問題と米国・GHQ）
4.28	FEC、憲法改正の新指令を出さないと決定。
5.7	書誌番号：447（6-1、再検討問題と米国・GHQ）
5.14	書誌番号：448（6-1、再検討問題と米国・GHQ）

第二章

凡例

国立国会図書館憲政資料室所蔵の GHQ/SCAP 資料から、以下の条件①及び②の双方を満たすものを抽出した。

①「タイトルに“Constitution”、“Kempo”を含む」「当館作成の GHQ/SCAP 資料分類表の分類記号が“320”（憲法、政治制度）もしくは“321”（日本国憲法）」「シリーズタイトルに“Constitution”を含む」のいずれかの条件を満たす。

②フォルダの資料作成年月が 1945 年 9 月から 1947 年 5 月までの期間を含む資料（資料作成年月が不明のものを含む）。

注

- ・IPS（International Prosecution Section/国際検察局）資料は除く
- ・“Constitution”をキーワードにした検索結果には“Constitutional”“Constitutionality”という語も含まれる。

上記条件で抽出された 171 タイトルのフォルダの中身を調査し、重要度が高く、内容的に興味深いと思われるもの 33 フォルダを選択した。そこに含まれる文書のうち、日本国憲法に関係しないものを除いた 520 件に関して書誌を作成した。書誌情報項目及び入力規則は以下のとおりである。

入力規則

書誌番号	日付順に通番を付与。
日付	資料の表記どおりに記載。推測できる場合は〔 〕で補った。

	日のみ不明の場合は日付を「00」とし、その月の末尾に掲載。月・日が不明の場合は、ともに「00」を補い、その年の末尾に掲載。全て不明場合は「―」とし、リストの末尾に日付不明資料として掲載。資料に無くてもコンテンツリストに記載されている場合は、[] で補った。
送信者	電信文・メモランダム・チェックシート等で、はっきり from:～と示されている部署または人名。手紙の最後に署名している人名。資料に表記が無くてもコンテンツリストに記載があれば [] で補った。タイプミスなどは資料の表記どおりに記載し、必要な場合は [ママ] で補った。
受信者	電信文・メモランダム・チェックシート等で、はっきり to:～と示されている部署または人名。部署名の後に Attn、あるいは () で付け足されている人名も含む。手紙の文頭で Dear ～と示されている人名。人名の前後に階級、部署名があるときなどは、資料の表記どおりに記載した。Memorandum for に続く役職名。資料に表記が無くてもコンテンツリストに記載があれば [] で補った。タイプミスなどは資料表記どおりに記載し、必要な場合は [ママ] を補った。
資料作成者・署名者	電信文の Approved、Official などの人名。その他各種文書末の署名（タイプによる署名も含む）。手紙の場合、送信者と同じ名前が入る。イベントの企画者名は記載していない。人名の前後に階級、部署名があるときなどは、資料どおりに全て記載した。タイプミスなどは資料の表記どおり記載し、必要な場合は [ママ] を補った。
タイトル	資料の種別（Incoming Message/Memorandum for など）から全て記載。資料に表記が無くてもコンテンツリストに記載があれば [] で補った。一つの文書の中に Subject が二つある場合は、二つの書誌に分けた。（その場合、Subject 以前の記述とタイトル以外の項目は同じ。）タイプミスなどは資料の表記どおり記載し、必要な場合は [ママ] を補った。
資料番号	電信文の番号、FEC 文書の FEC 番号。
備考	付属資料や電信文の来往信などの関連資料を相互参照する

	ために、書誌番号を記載した。
請求記号	憲政資料室で資料を請求する際の請求記号。